

農業者年金で安心・豊かな老後を！ - 農業者の老後は国民年金だけでは不安です -

●お問い合わせ 農業委員会 ☎76-3805

▶ 農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要
 ※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください

▶ 積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます

（仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。）

▶ 保険料はいつでも変更できます

月額2万円を基本とし、6万7千円の間で、千円単位でいつでも額を変更することができます。

▶ 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

▶ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる方。
- ② 必要経費等控除後の農業所得（配偶者、後継者の場合は支払を受けた給料等）が年間900万円以下の方。
- ③ 別表の区分のいずれかに該当する方。

【別表】 保険料の国庫補助率

区分	補助対象者	国庫補助率	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者		
2	認定新規就農者で青色申告者	10,000円 (5割補助)	6,000円 (3割補助)
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者または後継者		
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす方で3年以内に両方を満たすことを約束した方	6,000円 (3割負担)	4,000円 (2割負担)
5	35歳まで（25歳未満の方は10年以内）に認定農業者で青色申告者となることを約束した後継者	6,000円 (3割負担)	—

●その他の詳細な要件についてはお問い合わせください

農地パトロール（利用状況調査）の実施について

●お問い合わせ 農業委員会 ☎76-3805

遊休農地等の実態把握と発生防止・解消対策・農地の違反転用防止対策として今年も町内全域の農地パトロールを実施します。実施期間は、令和3年8月～10月です。

身分証をつけた農業委員・農地利用最適化推進委員が調査を行います。確認のため農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。



農地転用等についてお願い

農地を売買したり、農地以外（宅地や駐車場、太陽光発電施設など）の目的で利用する農地転用を行うには、農地法に基づく手続きと許可が必要です。

農地法の許可を得ずに行った売買契約は無効となるほか、無断で農地を転用した場合は農地法の規定により罰則が適用されます。詳しくは、農業委員会までご相談ください。

補助金を利用して環境にやさしい生活を！

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

合併浄化槽が設置されていない家庭は九重町内で約4割あり、それらの家庭からトイレ以外の生活排水がいわゆる垂れ流し状態になっています。水質汚濁の原因第1位は、この垂れ流しの生活排水なのです。生活排水を適切に処理するには合併浄化槽の設置が不可欠です。

家庭から出る生活排水がどのように処理されているか意識したことはありますか？
 みなさんの家では、どうでしょう？

- ① 合併浄化槽に流れ込み、処理されてから排出されている
- ② 汚れたまま水路や川へ排出されている



九重町では新たな合併浄化槽の設置に対しての補助や、単独浄化槽からの転換の際に単独浄化槽撤去費の補助を行っていますので、ぜひご検討ください。

人槽	補助金額（上限額）	
	新築	既存住宅での設置
5人槽	332,000円	532,000円
7人槽	414,000円	614,000円
10人槽	548,000円	748,000円
単独浄化槽撤去費補助金	—	120,000円
単独浄化槽から合併浄化槽への転換による宅内配管費	—	300,000円

※補助金の対象とならない場合があります。事前にご相談ください。

※予算の定める範囲内になりますので申請を受け付けられないこともあります。ご検討されている方は、早めにご相談ください。



◀ まちの事業紹介（12ページに掲載）
 【住まい・生活の項目】

分別へのご協力ありがとうございます！ - ペットボトルの分別 -

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

使用済のペットボトルは次の再生資源として利用するため、ペットボトルはキャップとラベルを必ずはずして収集日に出していただくことになっています。ここ数年は、分別状況も良くなり、町民の皆様のご協力に感謝しております。今後も引き続きご協力をお願いします。

※今年度より、なるべくペットボトルは缶とビンとは分けて指定袋に入れていただきますようご協力をお願いします

Before（1年前）



1年前と比較するとラベル等が剥がされており、ブロックが白色のきれいなものになりました

After（現在）



4Rについて

4Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の4つの英語の頭文字のことです。

- Refuseはごみの発生源になるものを断つこと。（レジ袋→エコバック）
- Reduceは使用済みになったものなるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。
- Reuseは使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。
- Recycleは再使用ができずに、または再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。



4R活動とはこの4つのRを取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋め立て処分による環境の悪い影響を極力減らすこと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う会社（＝循環型社会）をつくらうとするものです。